

令和7年度 熊本市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

制定 令和7年3月24日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、こどもの自転車利用者のヘルメット着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減を図り、市民の安全と安心に資するため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費に対し熊本市自転車用ヘルメット補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマーク付きの新品のものをいう。

- ア 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるSGマーク
- イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに付されるJCF公認マーク及びJCF推奨マーク
- ウ 欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付されるCEマーク（EN1078）規格に適合する場合に付されるものに限る。）
- エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるGSマーク
- オ 米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付されるCPSCマーク（CPSC1203規格に適合する場合に付されるものに限る。）
- カ アからオまでに類するマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者 平成19年4月2日以降の生まれで、かつ申請の日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている自転車利用者をいう。

(3) 保護者 使用者の親権を行う者、使用者を現に監護する者、使用者の親族で、社会通念上、使用者を保護する責任がある者、未成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる使用者が使用するヘルメットを、右欄に掲げる期間に購入したこと。

使用者	ヘルメットの購入期間
平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた使用者	使用者が使用するヘルメットを令和6年12月19日から令和8年3月31日までに購入したこと
平成22年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた使用者	使用者が使用するヘルメットを令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入したこと

(2) 本市又は他の自治体から、同一使用者のヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、自転車を利用する使用者が着用する新品のヘルメットの購入に要する経費（消費税を含む。送料、装飾品等を除く。以下「経費」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる経費の区分に応じて定める額とする。

(1) 経費が2,000円以上の場合 2,000円

(2) 経費が2,000円以下の場合 経費相当額

（交付の制限）

第6条 この要綱に基づく補助金の交付は、使用者1人につき1個かつ1回を限度とする。

（オンラインによる補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が行う補助金の申請手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。）で行うものとする。

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム（オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、熊本市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請に必要事項を入力するとともに、次に掲げる添付書類をアップロードして市長の指定する期日までに送信しなければならないこととする。

(1) 使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる使用者の区分に応じて、同表右欄に掲げる書類の写し

使用者	書類の写し
平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた使用者	令和6年12月19日から令和8年3月31日までに経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し
平成22年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた使用者	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し

(3) 第2条第1号アからカに掲げる認証等の確認ができるもの

(4) 振込先口座の情報が確認できるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、熊本市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書（第1号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する本市が行う補助金の交付決定その他本市が必要と認める手続は、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができることとする。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

3 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した

交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

- 4 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に補助金を振り込むものとする。
(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(雑則)

第11条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(第1号様式)

令和 年 (年) 第 号
月 日

住所
氏名

熊本市長 大西 一史

熊本市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 (年) 月 日付けで申請のあった熊本市自転車用ヘルメット購入補助金について、熊本市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金 円